

環境基本計画中間見直しについて（案）

1 環境基本計画の中間見直しの基本的な考え方

- (1) 構成の大幅な変更は行わない。ただし、10の基本施策及び環境指標（客観的指標）については、各個別計画の改定内容を反映する。（別紙2参照）
- (2) 京都市が目指す環境像や長期的目標等に、次の内容を反映する必要がある。
 - ア 次期「京都市基本計画（2021～）」の京都の未来像（めざすべき京都の姿）の改定を同時並行で行うため、未来像と環境像を一致させる。
 - イ 「第五次環境基本計画（2018～）」の基本的方向性（SDGsを活用し、環境・経済・社会の統合的向上を目指す。パートナーシップの充実・強化など）
 - ウ 持続可能な都市文明の構築を目指す京都宣言（2050年の世界の都市のあるべき姿）の要素を反映する。

2 個別の検討項目

- (1) 環境指標について
 - ア 主観的指標
経年変化を見る必要があるため、できる限り変更は行わない。
 - イ 客観的指標
個別計画の改定内容を反映させる必要があるため、指標及び数値目標（目標年度）の変更を反映する。
その他、今後の取組内容を踏まえ、状況に応じて指標の見直しについて検討を行う。
- (2) SDGsの推進について
SDGs（17ゴール、169のターゲット）の考え方をどのような形で導入するか検討が必要
 - ア 現行の本市環境基本計画とSDGs目標の関連付け（別紙3）
 - イ 他都市の例（現行計画における位置づけのイメージ）

【参考】主な特徴

○北九州市（別紙4-1）

- ・SDGsのゴール・ターゲットと市環境基本計画の施策との関係をSDGsのゴール・ターゲットの視点から整理
- ・市環境基本計画の政策目標とSDGsのゴール・ターゲットの関係を政策目標の視点から整理
- ・これまで別々の行政目的から展開されてきた施策をSDGsの観点から統合的に展開することにより、効果的な取組を進めていくことを掲げている。

○札幌市（別紙4-2）

- ・SDGsにおける17のゴール、169のターゲットと、市環境基本計画の施策の「5つの柱」における取組との関連性をマトリックス表にまとめている。

○滋賀県（別紙4-3）

- ・計画期間を「持続可能な開発のための2030アジェンダ」及び滋賀県基本構

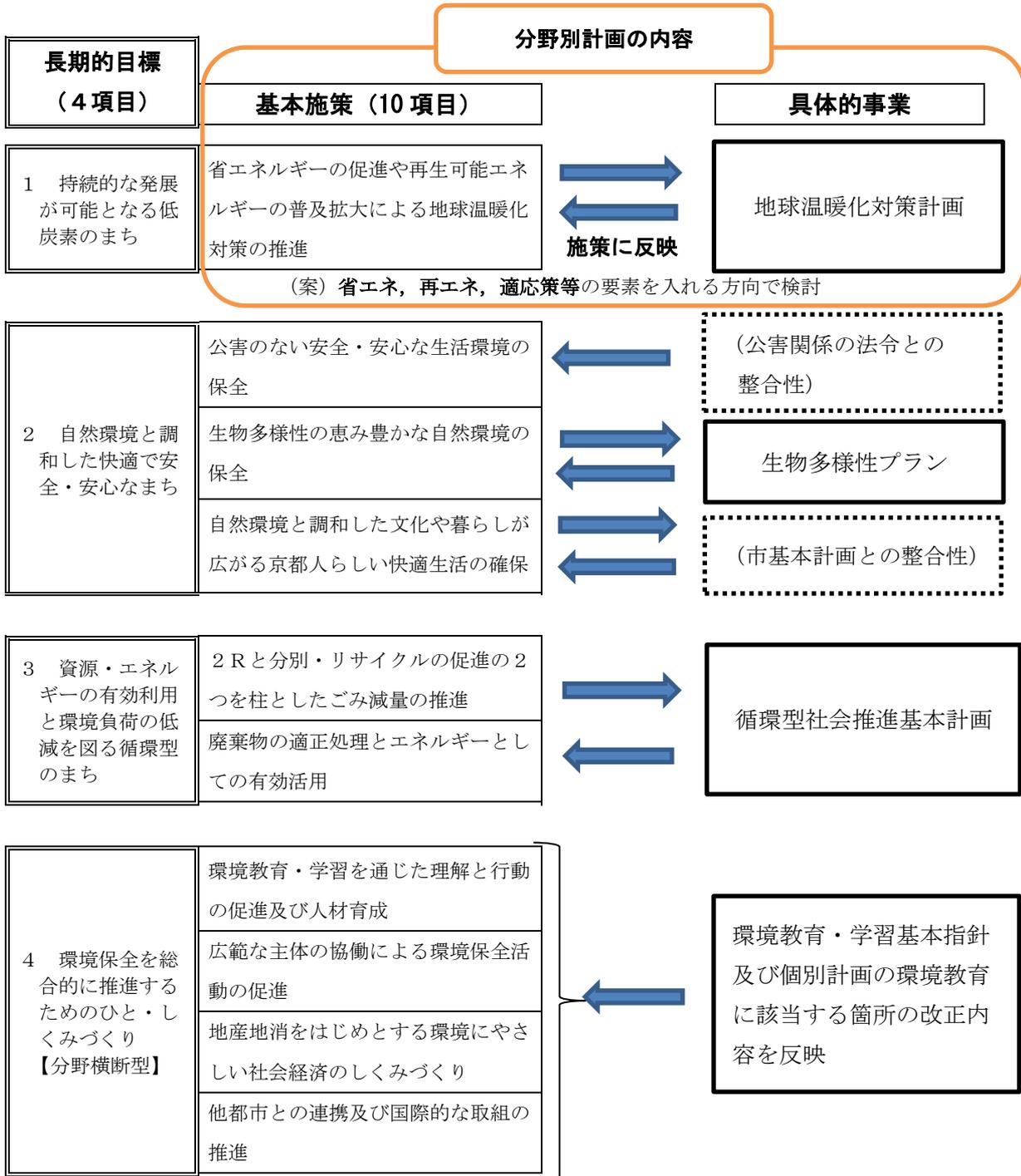
想の年限と合わせ、2019～2030年度の12年間としている

- ・ 滋賀県基本構想において、SDGsの視点を活用していることから県環境基本計画においても、その考え方を活用し、経済や社会も視野に入れた環境課題の解決に向けた取組方針を提示している。(考え方を活用しているため、SDGsのゴール・ターゲットと施策の関連性を明示していない。)

3 今後のスケジュール（案）

	環境審議会	基本計画評価検討部会
平成31年7月	【第1回】委員改選，部会設置， 計画改定諮問について	【第1回】環境基本計画の見直しの 検討項目について
8～9月		【第2回】平成30年度実績版 年 次報告書の作成について
平成32年1月	【第2回】各計画の改定骨子（案） について	【第3回】環境基本計画見直しの全 体構成等について

個別計画等との整合性



<p>京都市環境基本計画</p>	<p>長期的目標1 持続的な発展が可能となる低炭素のまち</p> <p>長期的目標2 自然環境と調和した快適で安全・安心なまち</p> <p>長期的目標3 資源・エネルギーの有効利用と環境負荷の低減を図る循環型のまち</p> <p>長期的目標4 環境保全を総合的に推進するためのひと・しくみづくり</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> <p>【長期的目標1】基本施策 省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの普及拡大等による地球温暖化対策の推進 地球温暖化による避けられない影響への対応を図る「適応策」についても取組を進めていきます。(2.4*)</p> <p>【長期的目標3】基本施策(1) 2Rと分別・リサイクルの促進の2つを柱としたごみ減量の推進 手つかず食品や食べ残しといった「食品ロス」やレジ袋の削減などの2Rを促進します。(「京都市フードバンク等活動支援助成金制度」:削減の取組を支援するため、フードバンクやフードドライブ等に取り組む団体に対して、事業必要な経費の一部を助成)(2.1 2.2)</p> <p>【長期的目標2】基本施策(2) 生物多様性の恵み豊かな自然環境の保全 すべての人が生物多様性の恵みを私たちの生存や生活の基盤として再認識し、地域資源を生かした持続可能な暮らしや経済活動が行われている社会を目指します。(2.4 2.5)</p> <p>*参考資料1 持続可能な開発のためのゴールとターゲット参照。以下同様</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> <p>【長期的目標1】基本施策 省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの普及拡大等による地球温暖化対策の推進 人と公共交通機関優先の歩いて楽しいまちづくり(「歩くまち・京都」の実現)を推進します。(3.9)</p> <p>【長期的目標2】基本施策(1) 公害のない安全・安心な生活環境の保全 大気汚染、水質汚濁等について、維持されることが望ましい基準を定め、監視することにより、市民の健康を守り公害のない安全・安心な生活環境の保全に努めます。(3.9)</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p> <p>【長期的目標4】基本施策(1) 環境教育・学習を通じた理解と行動の促進及び人材育成 基本施策(2) 広範な主体の協働による環境保全活動の促進 基本施策(4) 他都市との連携及び国際的な取組の推進 家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境とのつながりや、環境保全についての理解を深めるための教育及び学習といった環境教育を、ライフステージに応じて系統的かつ統合的に推進していきます。(4.1 4.2 4.7)</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>目標6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> <p>【長期的目標2】基本施策(1) 公害のない安全・安心な生活環境の保全 大気汚染、水質汚濁等について、維持されることが望ましい基準を定め、監視することにより、市民の健康を守り公害のない安全・安心な生活環境の保全に努めます。(6.3)</p> <p>【長期的目標2】基本施策(2) 生物多様性の恵み豊かな自然環境の保全 地域資源を生かした持続可能な暮らしや経済活動が行われている社会を目指して、生物多様性の恵み豊かな自然環境の保全に努めます。(6.6)</p>

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

【長期的目標 1】基本施策 省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの普及拡大等による地球温暖化対策の推進
一人ひとりが環境にやさしい取組を当たり前のこととして実践し、京都ならではの創意工夫を生かした、省エネルギーをはじめとする環境にやさしいライフスタイルへの転換・定着を促進するとともに太陽光や太陽熱、バイオマス（生物由来の資源）等の再生可能エネルギーを普及拡大し、エネルギーが地域循環するまちづくりを推進します。（中略）エネルギー効率の高い機器の導入など「事業活動の低炭素化」や環境負荷の少ない優れた製品やサービス、水素エネルギー等を提供する環境・エネルギー関連産業の振興を図る環境にやさしい経済活動を促進します。（7.1, 7.2, 7.a）

【長期的目標 3】基本施策（2）廃棄物の適正処理とエネルギーとしての有効利用
焼却熱によるごみ発電と新たに実施するバイオガス発電を併用することにより、ごみの持つエネルギー回収を最大化し、有効活用を図ります。（7.3, 7.a）

8 働きがいも
経済成長も



目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

【長期的目標 1】基本施策 省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの普及拡大等による地球温暖化対策の推進
エネルギー効率の高い機器の導入など「事業活動の低炭素化や環境負荷の少ない優れた製品やサービス、水素エネルギー等を提供する環境・エネルギー関連産業の振興を図る環境にやさしい経済活動を促進します。（8.4）

【長期的目標 3】基本施策（1）2Rと分別・リサイクルの促進の2つを柱としたごみ減量の推進
一般廃棄物については、手つかず食品や食べ残しといった「食品ロス」やレジ袋の削減などの2Rを促進するとともに（中略）産業廃棄物については、（中略）廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルの促進をはじめとする環境保全の取組が実行できるよう情報提供や啓発に努めます。（8.4）

【長期的目標 4】基本施策（3）地産地消をはじめとする環境にやさしい社会経済のしくみづくり
地産地消を進め、流通に係る二酸化炭素の排出量を削減し、環境にやさしい社会経済のしくみづくりを図ります。（略）環境負荷の小さいグリーン商品・サービス等の普及に努めます。（8.4）

9 産業と技術革新の
基盤をつくらう



目標 9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な都市及び人間居住を実現する

【長期的目標 1】基本施策 省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの普及拡大等による地球温暖化対策の推進
エネルギー効率の高い機器の導入など「事業活動の低炭素化や環境負荷の少ない優れた製品やサービス、水素エネルギー等を提供する環境・エネルギー関連産業の振興を図る環境にやさしい経済活動を促進します。（9.4）

【長期的目標 4】基本施策（3）地産地消をはじめとする環境にやさしい社会経済のしくみづくり
環境、経済、暮らしの豊かな調和に向けて、高い技術力や匠の技、産学公のネットワーク等、これまで京都が築きあげてきた様々な知恵を融合して環境関連産業を育成し、環境保全に関する技術開発を促進します。（9.4）

11 住み続けられる
まちづくりを



目標 11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

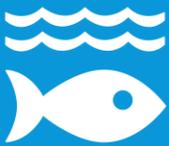
【基本理念】 環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を実現する（11.6, 11.b）

【長期的目標 1】 持続的な発展が可能となる低炭素のまち（11.b）

【長期的目標 2】 自然環境と調和した快適で安全・安心なまち（11.6）

【長期的目標 3】 資源・エネルギーの有効利用と環境負荷の低減を図る循環型のまち（11.6）

【長期的目標 4】 環境保全を総合的に推進するためのひと・しくみづくり（11.6, 11.b）

<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>目標 1 2. 持続可能な生産消費形態を確保する</p> <p>【長期的目標 2】基本施策（1）公害のない安全・安心な生活環境の保全 大気汚染、水質汚濁等について、維持されることが望ましい基準を定め、その測定を市内各所で行い監視していきます。（12. 4）</p> <p>【長期的目標 3】基本施策（1）2 Rと分別・リサイクルの促進の2つを柱としたごみ減量の推進 「食品ロス」や、レジ袋の削減など2 Rを促進するとともに、雑がみなどの資源ごみの分別の義務化や、市民、事業者などの分別・リサイクルを促進します。（12. 2, 12. 3, 12. 5）</p> <p>【長期的目標 4】基本施策（1）環境教育・学習を通じた理解と行動の促進及び人材育成 家庭、学校、地域、事業活動などの幅広い場で、ライフステージに応じた、市民・事業者への環境教育・学習の機会を充実させ、環境保全に関する自主的な行動を促すとともに、環境保全活動の中心を担う人材の育成に努めます。（12. 8）</p> <p>【長期的目標 4】基本施策（3）地産地消をはじめとする環境にやさしい社会経済のしくみづくり 地産地消を進め、流通に係る二酸化炭素の排出量を削減し、環境にやさしい社会経済のしくみづくりを図ります。（12. 3, 12, 8）</p>
<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> 	<p>目標 1 3. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <p>【長期的目標 1】基本施策 省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの普及拡大等による地球温暖化対策の推進 地球温暖化による避けられない影響への対応を図る「適応策」についても取組を進めていきます。（13. 2）</p> <p>【長期的目標 4】基本施策（1）環境教育・学習を通じた理解と行動の促進及び人材育成 京エコロジーセンターや（中略）南部クリーンセンター第二工場（仮称）に併設する環境学習施設を活用し、環境保全に関する理解と意識の向上を促します。（13. 3）</p>
<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>目標 1 4. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> <p>【長期的目標 4】基本施策（1）環境教育・学習を通じた理解と行動の促進及び人材育成 家庭、学校、地域、事業活動などの幅広い場で、ライフステージに応じた、市民・事業者への環境教育・学習の機会を充実させ、環境保全に関する自主的な行動を促すとともに、環境保全活動の中心を担う人材の育成に努めます。（14. 1）</p>
<p>15 陸の豊かさ も守ろう</p> 	<p>目標 1 5. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> <p>【長期的目標 2】基本施策（2）生物多様性の恵み豊かな自然環境の保全 すべての人が生物多様性の恵みを私たちの生存や生活の基盤として再認識し、地域資源を生かした持続可能な暮らしや経済活動が行われている社会を目指して、生き物の生息環境を保全します。（15. 1, 15. 4, 15. 9）</p> <p>【長期的目標 2】基本施策（3）自然環境と調和した文化や暮らしが広がる京都人らしい快適生活の確保 自然豊かな都市景観を保全するとともに、公園や身近な緑・水辺環境の整備等を進め、京都人らしい快適な暮らしの確保に努めます。（15. 1, 15. 2）</p>
<p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p> 	<p>目標 1 7. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> <p>【長期的目標 4】基本施策（2）広範な主体の協働による環境保全活動の促進 市民、事業者、大学、環境保全活動団体、本市などの広範な主体が、協働して環境保全活動に取り組む仕組みを構築します。（17. 17）</p> <p>【長期的目標 4】基本施策（4）他都市との連携及び国際的な取組の推進 京都議定書誕生の地として、また環境先進都市として、国内外の都市との情報交換や人材交流に努め、環境問題に関する国際会議や国際学会開催の促進・誘致を図ります。（17. 16）</p>

北九州市環境基本計画（副題：環境首都 SDG s 実現計画）における SDG s の反映について

1 計画の位置付け

- 北九州市環境基本条例に基づく環境基本計画
- 環境首都ブランド・デザイン（市民・NPO，事業者，行政が一体となった「世界の環境首都づくり」の実現に向けた活動ビジョン）を踏まえつつ，SDG s を達成するための環境分野からの行政計画

2 取組の方向性

- SDG s の実現に向けた環境上の取組の方向性として、「達成された分野」と「課題として残っている分野」，「強味を生かせる分野」を整理
- SDG s のゴール・ターゲットから見た計画の施策の対応及び4つの政策目標から見たSDG s のゴール・ターゲットの対応関係を整理

3 政策目標とその基本施策・施策分野

- 4つの政策目標ごとに政策指標を設定し，関連SDG s とターゲットを記載（具体例）

目標1 市民環境力の更なる発展とすべての市民に支えられた「北九州環境ブランド」の確立

（政策指標）

- ・本市の環境政策の市民の認知度・満足度
- ・市民の環境リテラシー
- ・国内・海外からの環境首都・北九州市の認知度

（関連SDG s とターゲット）

Goal 4 全ての人への衡平な質の高い教育と生涯学習の機会を提供する

target4.7 2030年までに，持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル，人権，男女の平等，平和及び非暴力的文化の推進，グローバル・シチズンシップ，文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通じて，全ての学習者が，持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。

Goal12 持続可能な生産消費形態を確保する

target12.8 （略）

Goal13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

target13.3 （略）

Goal17 持続可能な開発のための実施手段を強化し，グローバル・パートナーシップを活性化する。

target17.7,17.9,17.16,17.17 （略）

4 進捗点検・PDCAの実施

- 他の計画の政策評価を最大限活用し，可能な限り重複を廃し，合理化・効率化を図ることとしている。

○進捗点検結果や状況の変化を踏まえ、随時、個別プロジェクトの見直しを図る。

○政策指標、成果指標、SDGs 関連指標について、他の計画の指標も含め、3つを一覧表示

○本環境基本計画とSDGsとの関係

～本環境基本計画に盛り込まれた取組とSDGsとの対応関係～

() 内は取組によって寄与するSDGsのターゲットを示す

第2部
環境基本計画の目標とするもの

<p>2 利用をゼロに</p> 	<p>世界をリードする循環システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フードバンクでの有効利用促進、食品ロス削減の取組「残しま宣言」運動の普及・啓発 (2-1) 人々の食糧確保、(2-2) 子どもや高齢者の栄養ニーズ対応、に寄与) <p>将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動に対する適応への取組 (2-4) 持続可能な食糧生産システム確保、に寄与) ・フードバンク、食品ロス削減 (同上) (2-1, 2-2, に寄与)
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトシティや公共交通の推進 (3-6) 道路交通事故者減少、に寄与) <p>世界をリードする循環システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質や有害物質の適正処理・適正管理 (3-9) 環境汚染被害者減少、に寄与) <p>将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気・水・土壌環境等の保全 (3-9) 環境汚染被害者減少、に寄与) ・コンパクトシティや公共交通の推進 (同上) (3-6, に寄与)
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>市民環境力の更なる発展とすべての市民に支えられた「北九州環境ブランド」の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境学習、ESD、環境首都検定、エコライフステージ等を通じた環境人財の育成 (4-7) 持続可能な開発に必要な知識・技能の習得、に寄与) ・アジアを中心とした海外からの研修生受け入れ、海外での環境教育実施、など環境国際協力の推進 (4-7, に寄与)
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>世界をリードする循環システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質や有害物質の適正処理・適正管理 (6-3) 水質改善、に寄与) ・生態系の場・種の保全、森里川海保全 (6-6) 水に関連する生態系保護・回復、に寄与) <p>将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気・水・土壌環境等の保全 (6-3, に寄与)
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光や風力など再生可能エネルギーの大量導入、水素などの技術開発、風力発電関連産業の総合拠点化 (7-2) 再エネ拡大、に寄与) ・省エネルギーやエネルギーマネジメントの推進 (7-3) エネルギー効率改善、に寄与) ・アジア低炭素化センターを通じたアジア地域での再エネ・省エネ推進 (7-2, 7-3, に寄与)
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再エネ、エネマネなど地域エネルギー拠点化の推進 (8-1) 経済成長、(8-2) 高い経済生産性の達成、に寄与) <p>世界をリードする循環システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコタウン・循環産業の高度化 (8-1, 8-2, 8-4) 資源効率改善、に寄与) ・自然の観光資源としての活用 (8-9) 持続可能な観光業の促進、に寄与) <p>将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境産業育成と国際的なビジネスの推進 (8-1, 8-2, に寄与)
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良質な住宅・建築物ストックの形成 (9-1) 持続可能・強靱なインフラ開発、に寄与) ・低炭素・エネルギー関連技術開発の促進 (9-4) 環境技術による持続可能性向上、(9-5) 科学研究促進・技術能力向上、に寄与) <p>世界をリードする循環システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコタウン・循環産業の高度化 (9-4, 9-5, に寄与) <p>将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動に対する適応への取組、環境防災力の強化 (9-1, に寄与) ・学術機関等と連携した環境技術開発 (9-5, に寄与)

次世代につなぐ環境首都・ SAPPOROビジョン

第2次札幌市環境基本計画
2018-2030

札幌市



◆ SDGsと5本の柱との関連

5本の柱	3 健康・福祉	4 教育	6 水	7 エネルギー	8 経済成長	9 産業・技術革新	11 まちづくり	12 生産・消費責任	13 気候変動	14 海洋資源	15 陸域生態系	17 パートナリシップ
○健康で安全な環境の中で生活できる都市の実現	○		○				○	○		○		
 <ul style="list-style-type: none"> ①良好な大気、水、土壌その他の環境の確保 ②積雪寒冷な地域特性も踏まえた気候変動に対する適応対策 			○				○			○		
○積雪寒冷地に適した低炭素社会の実現							○	○	○			
 <ul style="list-style-type: none"> ①徹底した省エネルギー対策の推進 ②再生可能エネルギーの導入拡大 ③水素エネルギーの活用 							○	○	○			
○資源を持続可能に活用する循環型社会の実現												
 <ul style="list-style-type: none"> ①廃棄物のさらなる減量に向けた2Rの推進 ②資源を有効に活用するリサイクルや廃棄物の適正処理 ③災害廃棄物の対策や自治体間での連携 												
○都市と自然が調和した自然共生社会の実現												
 <ul style="list-style-type: none"> ①生物多様性の保全 ②水やみどりの活用、ふれあいの促進 ③生物多様性にも配慮した良好な景観の形成 	○		○				○	○	○	○		
○環境施策の横断的・総合的な取組の推進												
 <ul style="list-style-type: none"> ①幅広い世代への環境教育・学習の推進 ②環境側面からの経済振興 ③環境保全活動を通じたコミュニティの活性化の推進 ④道内連携、様々な主体との連携の推進 		○					○	○	○	○	○	○

		健康で安全な環境の中で生活できる都市の実現	積雪寒冷地に適した低炭素社会の実現	資源を持続可能に活用する循環型社会の実現	都市と自然が調和した自然共生社会の実現	環境施策の横断的・総合的な取組の推進
目標6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する Ensure availability and sustainable management of water and sanitation for all						
6.1	2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。	○			○	
6.2	2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。	○			○	
6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物質・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。	○		○	○	
6.4	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。	○			○	
6.5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。	○				
6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。	○			○	
6.a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。	○		○		
6.b	水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。	○				○
目標7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する Ensure access to affordable, reliable, sustainable and modern energy for all						
7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。	○	○			
7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。		○			
7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。		○			
7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。	○	○			○
7.b	2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。		○			○

		健康で安全な環境の中で生活できる都市の実現	積雪寒冷地に適した低炭素社会の実現	資源を持続可能に活用する循環型社会の実現	都市と自然が調和した自然共生社会の実現	環境施策の横断的・総合的な取組の推進
目標8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する Promote sustained, inclusive and sustainable economic growth, full and productive employment and decent work for all						
8.1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。					○
8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。					○
8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。					○
8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。			○		○
8.5	2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。					
8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。					
8.7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。					
8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。					
8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。					○
8.1	国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。					△
8.a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。					△
8.b	2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。					

第五次環境総合計画の概要（答申案）

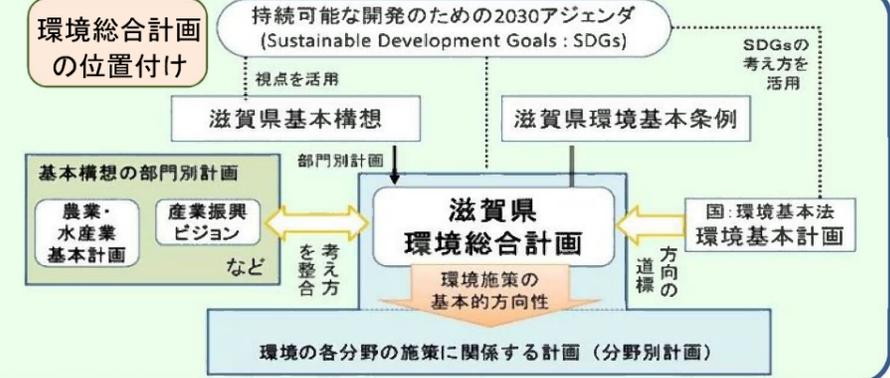
第三次計画
：H21～25年度
「持続可能な滋賀社会の実現」
・低炭素社会の実現
・琵琶湖環境の再生

第四次計画：H26～30年度
「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現」
・環境の未来を拓く
「人」「地域」の創造
・琵琶湖環境の再生と継承
・低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

第1章 計画の基本的事項

◀ 性格 ▶ ・滋賀県環境基本条例第12条に基づく、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定める環境行政の基本計画
・環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向、環境配慮のための指針など、あらゆる主体が環境保全行動を起こす際の基本的方向性を示す
・基本構想の部門別計画として、他の部門別計画との間で、相互に考え方を整合させるとともに、環境の分野別計画に施策の方向性を示す

◀ 計画期間 ▶ 2019年度～2030年度(12年間) ※ 必要に応じて見直しを実施



第2章 環境政策を進めるビジョン

人口減少と高齢化の時代を迎え「いかに環境への負荷を抑制するか」⇒「いかに適切に環境に関わるか」への転換点

1 滋賀県の環境を取り巻く現状認識

- 環境の状況（第四次計画の点検・評価／現状・課題）
 - 環境の未来を拓く「人」「地域」の創造
[環境学習] 場や機会の提供、滋賀の豊かな地域資源を活用した取組、活動支援
[ライフスタイル、ビジネススタイル] エネルギー使用量の削減、ごみの減量、環境産業の振興、環境こだわり農業等の取組拡大
 - 琵琶湖環境の再生と継承
[琵琶湖の保全再生] 琵琶湖や流入河川の水質改善、一方で生態系に関する課題顕在化(在来魚介類の減少、水草の大量繁茂、外来種の定着)
[生物多様性] 森林等人の手が入らなくなり生息・生育環境の劣化・消失、特定種の生息増・生息域拡大・生態系バランスの崩れ。暮らしと自然との関わり希薄化
 - 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現
[低炭素社会] 本県温室効果ガス総排出量減少(1990年度比)。但し、家庭・業務部門増、同総排出量の約半分は産業部門
[環境リスク] 排出源対策等により抑制。概ね支障がない状態で管理、県民の環境リスクに対する関心の高まり
[循環型社会] 家庭や企業の取組進む。一般廃棄物の排出量は減少傾向、産業廃棄物の排出量横ばい

環境保全にかかる新たな考え方

持続可能な開発目標(SDGs) パリ協定 琵琶湖保全再生施策に関する計画 第五次環境基本計画

○ 将来の環境に影響を与える要素→2030年滋賀の環境の見通し

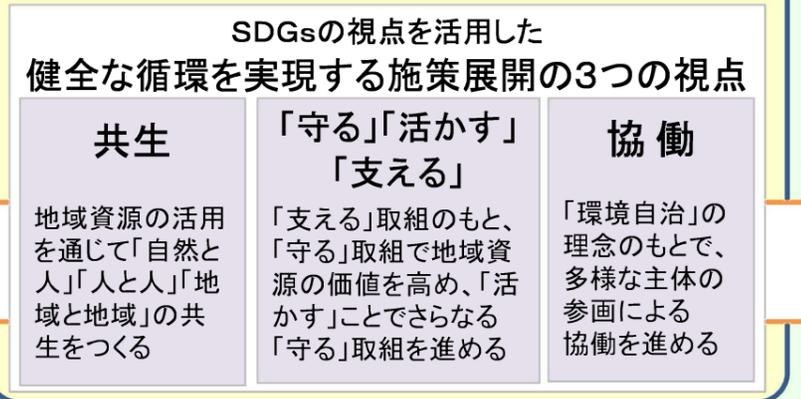
- 環境の未来を拓く「人」「地域」の創造
 - ・ESDをはじめ、環境学習の取組が進む一方、価値観の多様化・保全の担い手減少・技術革新の進展
 - 自ら行動する人の増加、多様な参画の進展、新たな配慮製品の出現・普及、SDGsなどの国際的な枠組みのもと、持続可能性に貢献する企業・産業が成長
- 琵琶湖環境の再生と継承
 - ・産業構造変化、農地減少・都市化進行、保全の担い手減少、中山間地等の耕作放棄進行、価値観の多様化、琵琶湖の利活用進展・関わり方多様化、森林利用の本格化、技術革新の進展、気候変動の進行
 - 琵琶湖への流入負荷減少・水質一定改善、気候変動による影響の顕在化、一方で餌環境・生物多様性に改善の兆候、新たな外来生物の影響可能性、管理の行き届かない森林や農地増加、獣害継続の可能性
- 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現
 - ・再生可能エネルギー利用拡大、世界的エネルギー需要拡大、技術革新の進展、産業構造変化・保全のための新たな技術や製品の開発、保全の担い手減少、環境インフラ老朽化・負担増、海外をはじめリサイクル先の不足
 - 地域の温室効果ガス排出量減少、一方で世界的な温室効果ガス排出量増加、自然災害の増加等気候変動による影響拡大の可能性、化学物質等のリスク管理継続、一般廃棄物・産業廃棄物の減少

2 目指す将来の姿・目標

(目指す将来の姿)
琵琶湖をとりまく環境の恵みといのちを育む
持続可能で活力あふれる循環共生型社会

- ・活力ある人々の営みの中で「つながり」が回復し、「循環共生型社会」が実現されている
- ・琵琶湖の水質が良好に保たれ、琵琶湖の魚介類や森林資源など「自然の恵み」があふれ、暮らしに活かされている
- ・環境リスクが低減され、気候変動への対応が進み、「安全・安心」で豊かさを感じられる「低炭素社会」が築かれている
- ・様々な人々が、学び、取り組み、環境保全の基盤が保たれている

(目標)
～ 環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築～



第3章 施策の方向性

2030年の滋賀の環境を見通し、「共生」「守る・活かす・支える」「協働」の施策展開の3つの視点を通して、以下の4つの施策の柱のもと、10の分野ごとに施策の方向性を定める。

- 琵琶湖をはじめとする環境の保全再生と自然の恵みの活用**
[琵琶湖の保全再生・活用] 南湖の重点的な保全・再生、在来魚介類のにぎわい復活に向けた調査研究、生態系を含めた新たな有機物指標(TOC等)の導入、県産の農林水産物の利用促進、琵琶湖環境と関わる機会の充実
[生物多様性・森林づくり] 多様な主体による侵略的外来生物の監視や防除活動への支援、社会経済活動へ生物多様性の視点の組み込み・県民の理解の促進、森林資源の循環利用による活力ある林業の推進、再造林による森林の更新、県産材の安定供給体制の確立と利用の推進、人材の育成確保、森林山村の活性化
- 気候変動への対応・環境負荷の低減**
[気候変動] 今世紀後半に脱炭素社会を目指し、低炭素社会の実現に向けた取組、将来的な気候変化・影響評価の情報共有・適応策の取組、省エネルギー・節電推進、地域資源を活かす再生可能エネルギーの導入推進、下水道における未利用資源の有効活用の推進、エネルギー関連産業の振興・技術開発推進
[環境リスク] 工場等の自主管理体制の構築、環境事故防止の取組促進、環境リスクに関する正確な情報の発信、リスクコミュニケーションの推進
[循環型社会] 発生抑制(リデュース)・再利用(リユース)に重点を置きつつリサイクル・適正処理の推進、災害廃棄物処理体制の強化・自治体間の連携協力の推進、資源化に係る研究開発・施設整備の促進
- 持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着**
[環境学習] 学習を担う人育てや場づくりの推進、学習プログラム収集整備、学習の機会の充実、多様な主体の参加・交流・連携のための仕組みづくり
[環境とのつながり・関わり] 取組の段階等に応じた普及啓発、情報提供、環境配慮製品等の利用促進、環境保全技術・製品等の開発促進、地産地消の推進、企業による環境保全の取組への支援
[環境インフラ等] 下水道事業の防災減災対策・老朽化対策等の推進や治山施設の点検・診断を通じた補修等(環境インフラの取組)、自然環境が有する多様な機能を活かしたインフラ整備や土地利用等(グリーンインフラの取組)
[調査研究・技術開発] 琵琶湖環境研究推進機構の取組推進、国環研等との連携の推進、最新の研究知見の集積・発信、水環境や大気環境の継続的な監視
- 国際的な協調と協力**
[国際的な協調と協力] 水環境保全の本県の取組「琵琶湖モデル」の海外発信と事業化の促進、世界湖沼会議等への参画を通じた世界の湖沼保全への貢献

第4章 計画の円滑な推進

[各主体の役割・連携] [関係諸計画への反映]
[計画の進捗状況の点検および見直し]
分野別計画の進捗状況の評価を活用するとともに参考指標等を確認して実施
→ 毎年度、環境白書や審議会を通じて報告・公表
計画期間内においても必要に応じ、見直しを実施